

京都芸術大学外国人留学生規程

(目的)

第1条 この規程は、京都芸術大学学則第 53 条第 2 項及び、京都芸術大学大学院学則第 42 条第 2 項に基づき、京都芸術大学及び同大学院(以下「本学」という。)に在籍する外国人留学生(以下「留学生」という)に関し、必要な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、留学生とは、京都芸術大学学則第 29 条及び京都芸術大学大学院学則第 23 条により、本学に入学を許可され、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という)に定める「留学」の在留資格が付与された者をいう。

(入学資格等)

第3条 留学生の入学資格は、京都芸術大学学則第 24 条及び京都芸術大学大学院学則第 20 条の定めるところによる。

- 2 留学生は、誓約書、在留カードの写し、その他本学が指定する書類を本学に提出し、京都芸術大学学則第 29 条及び京都芸術大学大学院学則第 23 条に定められた入学に関する手続きを要する。
- 3 留学生が何らかの理由で「留学」の在留資格を付与されなかった場合は、入学許可を取り消すことがある。

(在留カード情報の登録義務)

第4条 留学生は、入学時及び在留資格の変更・更新等により在留カードの記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の方法で当該の情報を本学に登録しなければならない。

- 2 前項の情報には、パスポート氏名、生年月日、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留期間の満了日、在留カード番号、母国住所、連絡先等を含むものとする。
- 3 本学が、本人確認や在留資格の状況等を確認することを目的として、パスポート、在留カード等の提示又は提出を求めた際、留学生はこれに応じなければならない。

(卒業・修了後の在留資格)

第5条 留学の在留資格を有する者が、卒業・修了後も日本に滞在し、就職活動を行う場合や、他の在留資格への変更を希望する場合は、入管法に定める手続きを行わなければならない。

- 2 本学を卒業・修了後、日本の他の教育機関に進学する場合は、新たな「留学」の在留資格取得又は変更の手続きを行わなければならない。

(継続就職活動)

第6条 留学生が、本学を卒業・修了後に日本国内で就職活動を継続するために必要な在留資格「特定活動」への変更を希望する場合、入管法及び本学が定める要件を満たす場合に限り、所定の手続きを経て、継続就職活動についての推薦状(以下「推薦状」という。)を交付することができる。

- 2 前項の推薦状交付による在留資格「特定活動」取得後は、速やかに所定の方法で在留カードの情報を本学に登録しなければならない。
- 3 在留資格「特定活動」の更新は、一回限りの措置であり、その更新申請時に必要となる大学推薦状の発行も一回限りとする。

(除籍)

第7条 留学生が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍とする。

- (1) 在留資格を取得するための申請(在留資格認定証明書交付申請等)が許可されなかった場合
 - (2) 在留期間の満了を迎え、在留期間更新が許可されなかった場合、及びそのことが確認できない場合
 - (3) 資格外活動その他で法令に違反し、国外退去を命じられた場合
 - (4) 3カ月以上所在不明の場合
 - (5) 相当の理由なく長期にわたり授業に出席しない場合
 - (6) 虚偽の申告をして在留資格を得た場合
 - (7) 京都芸術大学学部学則第 38 条第3項及び大学院学則第 32 条第3項に該当するもの
- 2 前項1号から第6号に該当する場合は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が除籍を決定する。ただし、学長が相当の理由があると認めるときは、これを取り消し又は猶予することがある。

(退学・除籍時の在留資格)

第8条 留学生が退学又は除籍となった場合、本学の定める手続きに従う。

- 2 前項の場合において、「留学」の在留資格は失効するため、直ちに日本を出国するか、若しくは他の有効な在留資格への変更手続きを行わなければならない。
- 3 本学は、留学生が退学又は除籍となった場合、その旨を文部科学省に届け出る。

(休学時の在留資格)

第9条 留学生が休学をする場合は、本学の定める手続きに従う。

- 2 留学生は、休学期間中は、母国へ帰国しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、日本での滞在を希望する場合は、スチューデント・オフィスに事前に相談し、入管法に基づく適切な在留資格への変更手続きを行うものとする。
- 3 休学中の留学生が復学をする場合は、「留学」の在留資格認定証明書を取得し、査証(ビザ)の申請を行うものとし、本学は、必要な書類発行等の支援を行う。

(保証人・緊急連絡先への連絡)

第10条 留学生が長期欠席や所在不明、その他緊急時においては、当該留学生の保証人又は緊急連絡先へ連絡することがある。

- 2 前項において、遅延なく連絡がとれるよう、留学生は、保証人、緊急連絡先、自身の居住地及び連絡先を変更した場合、速やかに本学に所定の方法により届け出なければならない。

(長期欠席等の届出)

第11条 留学生が傷病等の理由により長期にわたり授業を欠席する場合は、原則として、留学生は母国へ帰国するものとする。

- 2 傷病やその他の理由により、医療機関又は本学が留学継続に耐えられないと判断した場合、原則として、留学生は母国へ帰国するものとする。
- 3 前項の場合において、留学生は、速やかにスチューデント・オフィスに相談し、必要な手続きを行わなければならない。
- 4 留学生が事故や急病等により、緊急で日本国内の医療機関での治療が必要となった場合は、本学は速やかに保証人への連絡を行い、必要に応じて治療や検査等の実施のための手続き(治療や検査等に関する同意書等への署名捺印含む)を行うことがある。
- 5 前項の手続きや治療の経過及び結果について、本学は、一切の責任を負わない。

(保険加入)

第12条 留学生は、国民健康保険への加入義務を負う。

2 留学生は、前項のほか、本学が指定する保険への加入義務を遵守しなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 留学生がこの規程の違反行為があった場合は、京都芸術大学学則第 55 条及び京都芸術大学大学院学則第 44 条並びに京都芸術大学学生懲戒規程(以下「懲戒規程」という。)に基づき、懲戒することがある。

2 入管法に違反する行為(不法就労、不法滞在、在留カード情報の不備等)が発覚した場合には、本学は、教育機関として求められる適切な措置を講じるとともに、出入国在留管理庁(以下「入管」という。)に通報する。

3 留学生が懲戒規程第3条の対象となる行為のほか、次の各号に該当する場合は、訓告・停学・退学を適用するものとする。

(1) 警察や入管に任意同行及び出頭を命じられた場合、及び当該事案に関する本学からの呼び出しに1週間以上応じなかった場合。

(2) 法令及び本学の規程等に定められた諸手続き等を怠った場合。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が定める。

附 則(2026年3月 25 日 教授会、研究科委員会承認)

この規程は、2026年4月1日から施行する。